

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

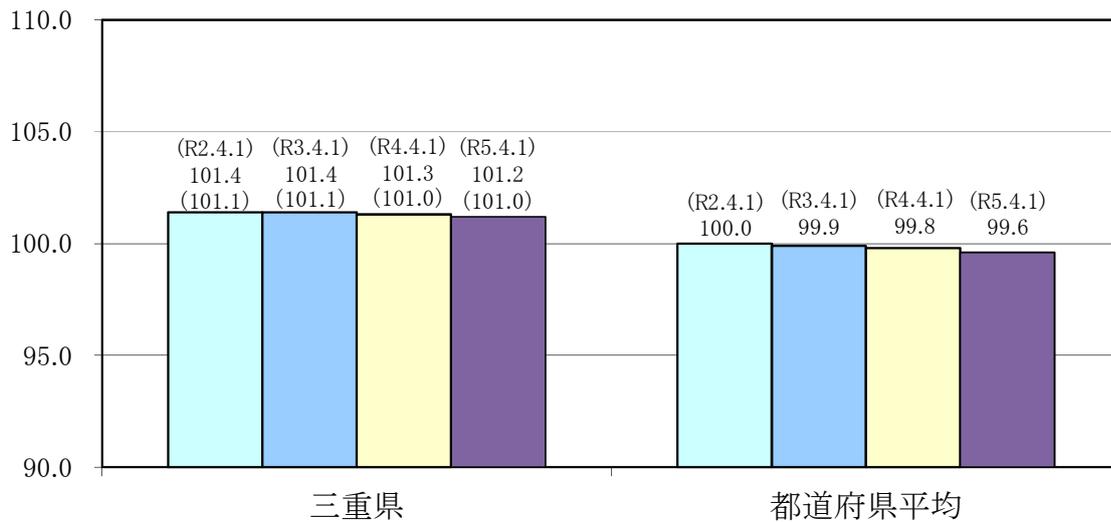
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 1,772,427	千円 829,846,648	千円 18,776,474	千円 211,626,016	% 25.5	% 24.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 21,190	千円 95,295,663	千円 20,178,359	千円 38,659,518	千円 154,133,540	千円 7,274	千円 6,819

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出します。)

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県では、人事委員会勧告に基づき、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国の給与水準を上回る状況となっています。給与水準については、人事委員会が民間給与水準との均衡等を考慮して必要な勧告を行っており、今後も人事委員会勧告を踏まえ、適切な措置を講じていきます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 383,550	円 380,685	円 2,865 (0.75%)	% 0.75	% 0.75	% 1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.48	月 4.40	月 0.08	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.7%引下げ、高齢層については、最大4.7%引下げました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、

その差額を平成31年3月31日まで支給しました。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準である鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町3%に対し、県内一律4.7%を支給。

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。級地区分の新設(現行6区分)を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げることとし、

平成27年4月1日時点の三重県内支給割合は4%、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し4.5%を支給。平成30年度の人事委員会の勧告

により、平成30年4月1日に遡及し県内一律4.6%を支給。また、令和4年度の人事委員会の勧告により、令和4年4月1日に遡及し県内

一律4.7%を支給。

(参考)

級地	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
1級地(東京都特別区)	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
2級地(大阪市等)	15%・12%	15%・13%	15.5%・15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
3級地(名古屋市等)	15%・12%・10%	15%・13%・11%	15%・14%・13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
4級地(神戸市等)	12%・10%・6%	12%・10%・8%	12%・10.5%・10%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%
5級地(京都市等)	10%・6%・3%	10%・7%・5%	10%・9%・7%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
6級地(仙台市等)	6%・3%・0%	6%・4%・2%	6%・5%・4%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
7級地(札幌市等)	3%・0%	3%・1%	3%・2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
三重県内	4%	4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.7%

③その他の見直し内容

平成27年4月1日に、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.8 歳	330,856 円	421,504 円	369,671 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
都道府県平均	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円

②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	46.4 歳	381,443 円	441,147 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

③小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	41.3 歳	357,342 円	408,186 円
都道府県平均	41.8 歳	353,669 円	409,129 円

④警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	39.3 歳	336,708 円	453,822 円	374,174 円
国	41.6 歳	323,004 円	—	382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円	378,067 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	194,300 円	185,200 円
	高 校 卒	161,500 円	154,600 円
高等学校教育職	大 学 卒	216,800 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	216,800 円	—
警 察 職	大 学 卒	214,600 円	214,900 円
	高 校 卒	187,400 円	178,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,709 円	363,053 円	388,114 円	400,896 円
	高 校 卒	242,883 円	316,243 円	358,980 円	388,088 円
高等学校教育職	大 学 卒	321,739 円	402,623 円	427,140 円	440,324 円
小・中学校教育職	大 学 卒	319,402 円	397,306 円	417,789 円	429,275 円
警 察 職	大 学 卒	291,552 円	385,847 円	410,451 円	416,600 円
	高 校 卒	263,740 円	347,919 円	387,948 円	407,870 円

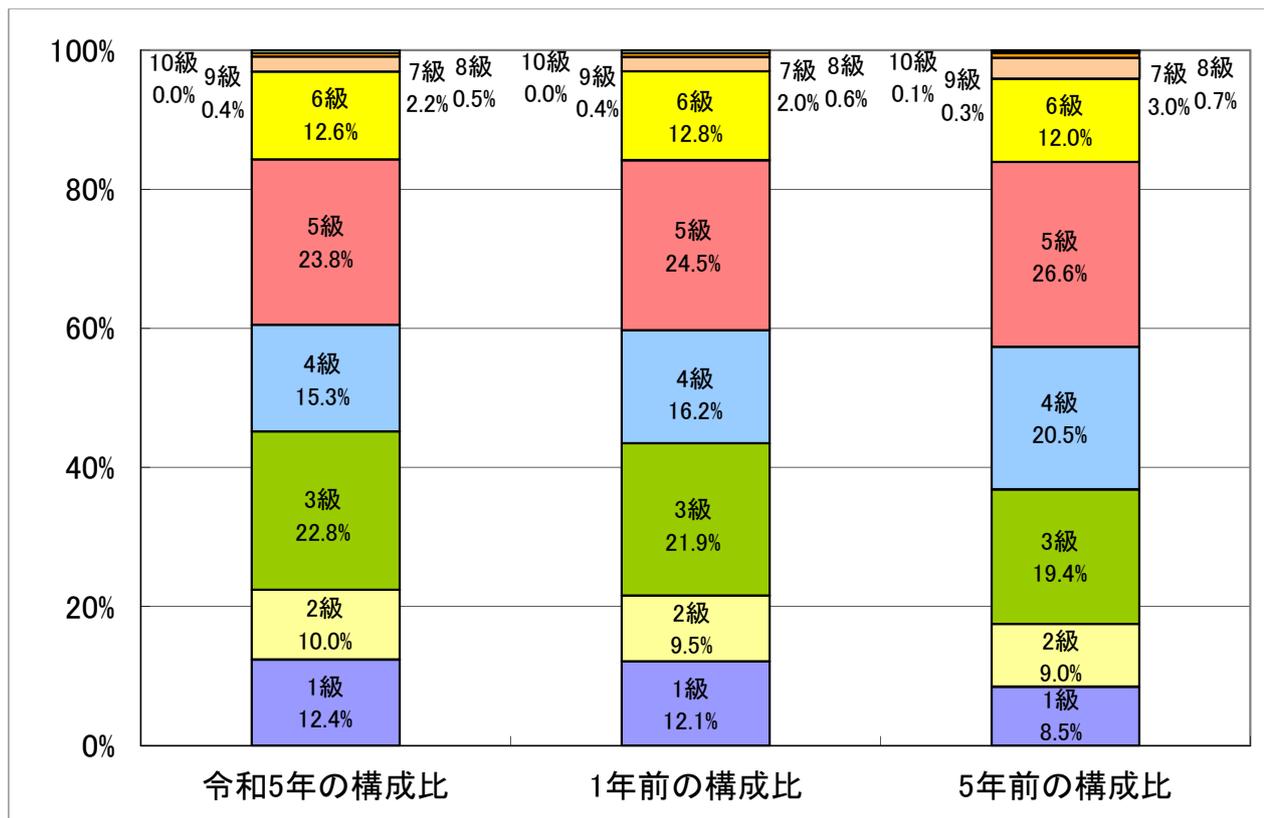
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

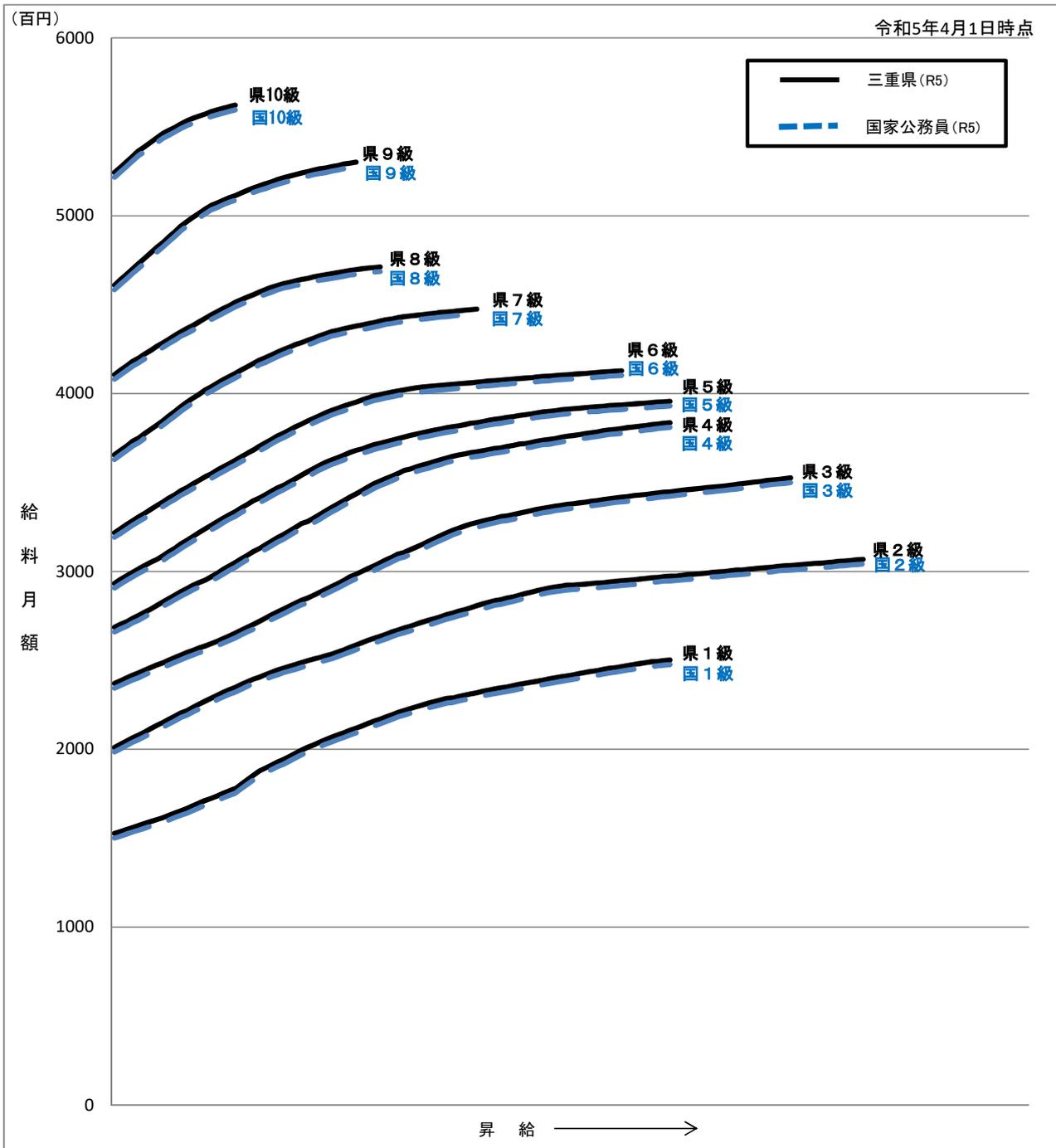
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	676人	12.4%	152,700円	250,200円
2級	主事、技師	545人	10.0%	201,100円	306,800円
3級	主査、主任	1,248人	22.8%	237,000円	352,600円
4級	主幹、主査	835人	15.3%	268,600円	383,600円
5級	班長、主幹	1,299人	23.8%	293,300円	395,600円
6級	課長、班長	686人	12.6%	321,800円	412,800円
7級	次長、課長	121人	2.2%	365,500円	447,500円
8級	副部長、次長	30人	0.5%	410,700円	471,200円
9級	部長、局長	21人	0.4%	461,000円	530,100円
10級	部長	1人	0.0%	524,300円	562,100円

(注) 1 三重県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三重県）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三重県		国	
1人当たり平均支給額（4年度）		-	
1,642 千円			
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三重県）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

三重県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	3,491 千円	22,645 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		4,648,993 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		220 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
一級地（東京都特別区）	20 %	26 人	20 %
二級地（大阪市等）	16 %	8 人	16 %
三級地（名古屋市等）	15 %	5 人	15 %
四～七級地（その他県外）	3～12 %	1 人	3～12 %
県内	4.7 %	21,065 人	0～12 %
医師	16 %	44 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,186,585 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	162 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	34.5 %		
手当の種類（手当数）	32 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	4,203,234 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	517 千円
支給実績（3年度決算）	4,281,728 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	526 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円を加算	同じ		2,101,371 千円	236,588 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・最高 月額28,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,326,620 千円	273,248 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通機関利用者] 最高 月額55,000円 [交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～31,600円 （駐車場利用料金の支給あり）	2,303,840 千円	106,506 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円+加算額（配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円）	同じ		117,265 千円	387,013 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		636,292 千円	135,180 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		195,494 千円	117,910 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,400円（5時間未満 2,200円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円（5時間未満 10,500円） ・常直 月額 22,000円（勤務日数1/2以下 11,000円）	同じ		458,799 千円	183,300 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円（国と異なる区分あり）	1,404,944 千円	705,293 円

管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		15,681 千円	50,421 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師、獣医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額368,800円（医師又は歯科医師） ・最高 月額30,000円（獣医師）	異なる	獣医師は支給なし	176,659 千円	2,054,174 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		5,152 千円	139,243 円
農林漁業普及 指導手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業に専ら従事する職員に給料の8/100を支給	—		26,484 千円	300,955 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		32,438 千円	196,594 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100）を支給	—		93,932 千円	353,128 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給	—		153,148 千円	356,158 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額8,000円	—		864,669 千円	57,096 円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	知 事	1,280,000 円	
	副 知 事	1,010,000 円	
報酬	議 長	918,000 円	(1,020,000円)
	副 議 長	810,000 円	(900,000円)
	議 員	747,000 円	(830,000円)
期末手当	知 事	(4年度支給割合) 3.30 月分	
	副 知 事	(4年度支給割合) 3.30 月分	
退職手当	知 事	(算定方式) 128万円×在職月数×56/100	(1期の手当額) 3,440.6万円 (支給時期) (任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×37/100	1,793.8万円 (任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

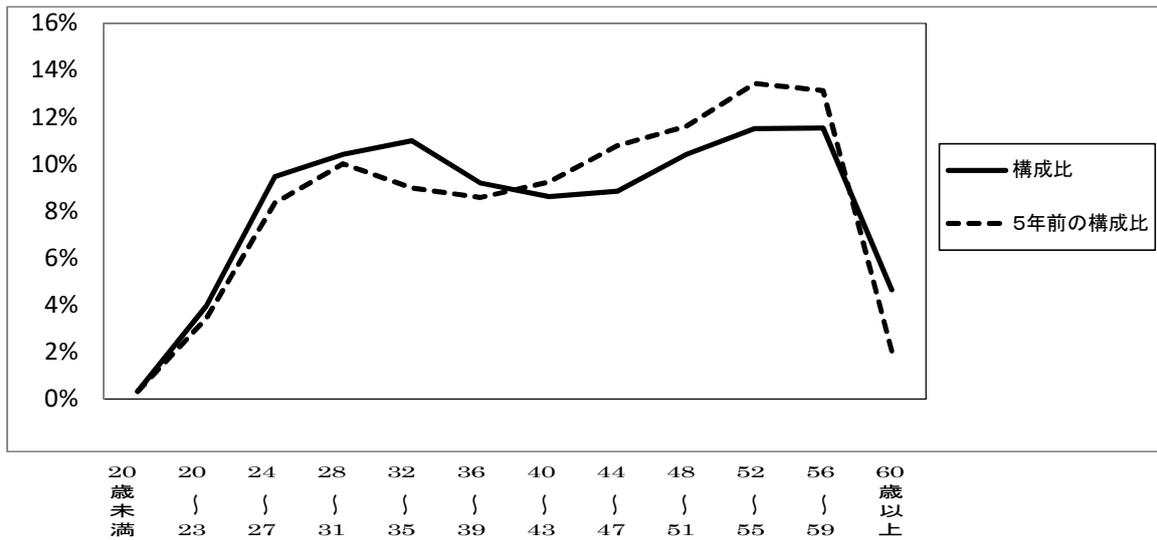
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	36	36	0	○業務や組織の見直し・効率化等による減 ○児童相談体制の強化、子ども子育て支援関連の強化、観光振興に係る体制の強化による増
		総 務	804	814	△ 10	
		税 務	233	233	0	
		民 生	528	508	20	
		衛 生	620	632	△ 12	
		労 働	66	66	0	
		農林水産	929	933	△ 4	
		商 工	199	208	△ 9	
		土 木	897	897	0	
	計	4,312	4,327	△ 15	(参考：人口10万人あたり職員数 243人)	
	教育部門	15,179	15,262	△ 83	○児童生徒数の減少に伴う学級数の減少等による減 ○特別支援教育の充実による増	
	警察部門	3,426	3,426	0		
	小 計	22,917	23,015	△ 98	(参考：人口10万人あたり職員数 1,293人)	
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	272	275	△ 3	○電気事業の終了に伴う減	
	水 道	96	94	2		
	下水道ほか	152	160	△ 8		
	小 計	520	529	△ 9		
合 計		23,437 [23,573]	23,544 [23,623]	△ 107 [△ 50]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,322人)	

(注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	77人	927人	2,221人	2,444人	2,578人	2,156人	2,020人	2,075人	2,440人	2,702人	2,705人	1,092人	23,437人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年 度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,424	4,415	4,313	4,345	4,327	4,312	△112 (△2.5%)
教 育	14,004	13,718	13,571	15,318	15,262	15,179	1,175 (8.4%)
警 察	3,450	3,468	3,458	3,436	3,426	3,426	△24 (△0.7%)
消 防							
普通会計	21,878	21,601	21,342	23,099	23,015	22,917	1,039 (4.7%)
公営企業等会計	468	466	533	525	529	520	52 (11.1%)
総合計	22,346	22,067	21,875	23,624	23,544	23,437	1,091 (4.9%)

(注) 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 9,408,353	千円 71,110	千円 665,416	% 7.1	% 7.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	94	千円 393,053	千円 102,694	千円 169,669	千円 665,416	千円 7,079	千円 6,834

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	45.8 歳	388,542 円	614,268 円
団体平均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考 (三重県の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (4年度)		1人当たり平均支給額 (4年度)	
1,805 千円		1,642 千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25% 		<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25% 	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (5年4月1日現在)

三 重 県			参 考 (三重県の知事部局等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	— 千円	22,060 千円	1人当たり平均支給額	3,491 千円	22,645 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (5年4月1日現在)

支給実績 (4年度決算)		19,642 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)		209 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	97 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,650 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	28 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	63.8 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	34,861 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	430 千円
支給実績（3年度決算）	43,535 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	613 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		15,208 千円	266,807 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払ってい る職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		5,434 千円	301,889 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関 を利用又は交通用具を使用して通勤し ている職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		15,905 千円	176,722 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤 務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100× 勤務時間数	同じ		277 千円	9,233 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		9,662 千円	805,167 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		54 千円	18,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 5,936,684	千円 90,403	千円 484,238	% 8.2	% 8.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	71	千円 292,851	千円 66,074	千円 125,313	千円 484,238	千円 6,820	千円 6,326

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	43.7 歳	371,084 円	573,214 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,485 円	526,014 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (4年度) 1,790 千円	1人当たり平均支給額 (4年度) 1,642 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (5年4月1日現在)

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
1人当たり平均支給額 — 千円 22,060 千円	1人当たり平均支給額 3,491 千円 22,645 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (5年4月1日現在)

支給実績 (4年度決算)		14,548 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)		208 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	76 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	193 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	8 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	34.3 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	20,366 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	323 千円
支給実績（3年度決算）	20,531 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	513 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		9,873 千円	282,086 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払っている 職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		3,237 千円	269,750 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関 を利用又は交通用具を使用して通勤し ている職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		10,458 千円	171,443 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤 務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100× 勤務時間数	同じ		234 千円	11,700 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		6,805 千円	850,625 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ず配偶者等と別居して単身で 生活することになった職員に支給 ・月額30,000円+加算額（配偶者等 の住居との距離に応じて8,000円 ～58,000円）	同じ		360 千円	360,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 電気事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 1,285,123	千円 1,256,739	千円 83,537	% 6.5	% 6.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費 千円 6,560
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	14	千円 51,041	千円 10,118	千円 22,378	千円 83,537	千円 5,967	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	45.3 歳	350,867 円	545,019 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考 (三重県の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (4年度) 1,598 千円		1人当たり平均支給額 (4年度) 1,642 千円	
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分		(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (5年4月1日現在)

三 重 県			参 考 (三重県の知事部局等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	— 千円	22,060 千円	1人当たり平均支給額	3,491 千円	22,645 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (5年4月1日現在)

支給実績 (4年度決算)		2,583 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)		185 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	— 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）				－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）				－ 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）				－ %
手当の種類（手当数）				2 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。			
用地等交渉業務手当				

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	1,188 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	132 千円
支給実績（3年度決算）	1,660 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	415 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		1,633 千円	163,300 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払ってい る職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		919 千円	306,333 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関 を利用又は交通用具を使用して通勤し ている職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		1,510 千円	137,273 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤 務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100× 勤務時間数	同じ		7 千円	7,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		2,279 千円	759,667 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 5,254,414	千円 523,039	千円 2,020,312	% 38.4	% 38.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	275	千円 1,084,305	千円 454,569	千円 481,438	千円 2,020,312	千円 7,347	千円 7,469

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	42.9 歳	536,044 円	1,243,421 円
団 体 平 均	42.4 歳	585,961 円	1,445,170 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	44.6 歳	355,863 円	546,695 円
団 体 平 均	40.1 歳	303,881 円	504,528 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	41.5 歳	356,289 円	562,668 円
団 体 平 均	45.0 歳	337,999 円	536,991 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考 (三重県の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (4年度)	1,751 千円	1人当たり平均支給額 (4年度)	1,642 千円
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%		・ 管理職加算 15～25%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

三 重 県			参 考（三重県の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	1,400 千円	18,925 千円	1人当たり平均支給額	3,491 千円	22,645 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		62,190 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		224 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	16 %	17 人	16 %
上記以外の職員	4.7 %	255 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		113,695 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		468 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		93.8 %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等救急業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	60,351 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	234 千円
支給実績（3年度決算）	53,039 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	207 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		31,252 千円	234,981 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払って いる職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		15,126 千円	265,371 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関 を利用又は交通用具を使用して通勤し ている職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 (交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		28,115 千円	110,253 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ず配偶者等と別居して単身で 生活することになった職員に支給 ・月額23,000円+加算額(配偶者等 の住居との距離に応じて6,000円 ～45,000円)	同じ		816 千円	408,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤 務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100× 勤務時間数	同じ		19,301 千円	106,049 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間に勤務した職員 に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100× 勤務時間数	同じ		26,235 千円	171,470 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・看護師の宿日直 勤務1回につき7,000円 (5時間未満 3,500円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円 (5時間未満 10,500円)	異なる	病院事業職員は以下の支給 なし 〔一般〕 勤務1日につき4,400円 (5時間未満 2,200円) 〔常直〕 月額22,000円 (勤務日数1/2以下 11,000円)	16,527 千円	413,175 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		13,939 千円	995,657 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		308 千円	43,964 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用 による欠員補充が困難な職に採用され た職員に一定期間支給 ・最高 月額428,800円	異なる	・最高 月額428,800円	66,443 千円	3,497,023 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。